

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和4年1月26日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2101140号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100165号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年9月30日から同年10月1日まで

平成20年9月30日にA社を退職して、空白期間なく転職している。月末退職のため、厚生年金保険の資格喪失年月日は、同年10月1日となるはずである。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

事業主及び請求者が上司として名前を挙げた者の回答並びに雇用保険の加入記録により、請求者が請求期間にA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、年金事務所から提出された請求者に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届の資格喪失年月日欄には平成20年9月30日と記載されている上、退職年月日欄には同年9月29日と記載されていることが確認できる。

また、企業年金連合会から提出された中脱記録照会及びB健康保険組合から提出された被保険者記録照会により、請求者の厚生年金基金及び健康保険組合に係る資格喪失年月日は平成20年9月30日と記録されており、オンライン記録の資格喪失年月日と一致していることが確認できる。

さらに、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を控除した旨回答しているものの、控除を確認できる資料は保有していない旨回答しており、請求者も給与明細書等の資料を保有しておらず、請求者が請求期間に係る厚生年金保険料を控除されていたか否かを確認することができない。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。